

(第2面)

兼業の有無 1 7 1 (1. 有) (2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類
製造業

大臣知事 振興局知事 国土交通大臣 北海道知事 許可(特) 第004567号 許可年月日 平成29年05月15日

<分割被承継法人に関する事項>

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業 1 9 2 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 2 0 ヒ ガ シ ニ ホ ン ケ ン セ

商号又は名称 2 1 (株) 東日本建設

代表者の氏名のフリガナ 2 2 ス ガ ウ メ コ

代表者名 2 3 菅 梅 子

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 0 1 1 0 1 北海道 札幌市東区

主たる営業所の所在地 2 5 北 1 6 条 東 1 - 3 - 1 5

郵便番号 2 6 0 6 5 - 0 0 1 6 電話番号 0 1 1 - 7 0 4 - 9 8 6 5

ファックス番号

資本金額等 2 7 資本金額又は出資総額 1 2 0 0 (千円) 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

兼業の有無 2 8 1 (1. 有) (2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類
廃棄物処理業

大臣知事 振興局知事 国土交通大臣 北海道知事 許可(特) 第008765号 許可年月日 平成30年08月15日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 氏名 北海花子 電話番号 011-123-4567

ファックス番号

- 不要のものを消す。
- 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 分割を行う年月日を記入する
- 分割を行う理由を簡潔に記入する。
- 分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。
- 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- この認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	

- 分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、9と同じ要領で記入する。
- 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、
合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 姓と名の間は1コラム空ける。
- 次の表に掲げる市区町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美幌市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 14 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 15 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 16 上記16の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 17 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 18 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 19 申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 20 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 21 この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を9と同じ要領で記入する。
- 22 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。
- 3 次の表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美幌市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	二セコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	キタグニ タロウ 北国 太郎 / 2	土-9、と-9 / 3	1 3 / 4
本店	キタグニ シロウ 北国 二郎	建-7	2 1
本店	スガ シロウ 菅 次郎	と-8、解-8	1 4
小樽支店	ミナミ イロウ 南 一郎	土-9、と-9	1 3
小樽支店	ミナミ サブロウ 南 三郎	建-7	2 1
帯広支店	スガ コウイチ 菅 光一	と-9	1 1

- 1 合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「-」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	土木工事業	屋	屋根工事業	舗	舗装工事業	内	内装仕上工事業	具	建具工事業
建	建築工事業	電	電気工事業	しゆ	しゆんせつ工事業	機	機械器具設置工事業	水	水道施設工事業
大	大工工事業	管	管工事業	板	板金工事業	絶	熱絶縁工事業	消	消防施設工事業
左	左官工事業	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	ガラス工事業	通	電気通信工事業	清	清掃施設工事業
と	とび・土工事業	鋼	鋼構造物工事業	塗	塗装工事業	園	造園工事業	解	解体工事業
石	石工事業	筋	鉄筋工事業	防	防水工事業	井	さく井工事業		

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

		コード	資格区分
		01	法第7条第2号イ該当
		02	法第7条第2号ロ該当
		03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
		04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法		11	一級建設機械施工技士
		1A	“（附則第4条該当）
		12	二級 “（第1種～第6種）
		1B	“（第1種～第6種）（附則第4条該当）
		13	一級土木施工管理技士
		1C	“（附則第4条該当）
		14	二級 “（土木）
		1D	“（土木）（附則第4条該当）
		15	“（鋼構造物塗装）
		16	“（薬液注入）
		1E	“（薬液注入）（附則第4条該当）
		20	一級建築施工管理技士
		2A	“（附則第4条該当）
		21	二級 “（建築）
		22	“（躯体）
		2B	“（躯体）（附則第4条該当）
		23	“（仕上げ）
		27	一級電気工事施工管理技士
		28	二級 “
		29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 “	
	31	一級電気通信工事施工管理技士	
	32	二級 “	
	33	一級造園施工管理技士	
	34	二級 “	
建築士法		37	一級建築士
		38	二級 “
		39	木造 “

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	4A	" (附則第4条該当)	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	4B	" (附則第4条該当)	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	4C	" (附則第4条該当)	
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	45	機械・総合技術監理(機械)	
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	" (附則第4条該当)	
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	" (附則第4条該当)	
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		
電気工事 士法電気 事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 " 3年	
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		" (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		" (2級)	3年
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
		" (2級)(附則第4条該当)	3年
	72	左官(1級)	
		" (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		" (2級)	3年
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
		" (2級)(附則第4条該当)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		" (2級)	3年
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
		" (2級)(附則第4条該当)	3年
	66	ウエルポイント施工(1級)	
		" (2級)	3年
	6C	ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
		" (2級)(附則第4条該当)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		" " (2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		" (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		" " (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		" (2級)	3年
77	タイル張り・タイル張り工(1級)		
	" " (2級)	3年	
78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み		
	" " (2級)	3年	
79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工		
	" " (2級)	3年	
80	石工・石材施工・石積み(1級)		
	" " " (2級)	3年	
81	鉄工・製罐(1級)		
	" " (2級)	3年	
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)		
	" " (2級)	3年	
83	工場板金(1級)		
	" (2級)	3年	
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)		
	" " "	(2級) 3年	

85	板金・板金工・打出し板金(1級)		
	〃 〃 〃 (2級)	3年	
86	かわらぶき・スレート施工(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
87	ガラス施工(1級)		
	〃 (2級)	3年	
88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		
	〃 〃 〃 (2級)	3年	
89	建築塗装・建築塗装工(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
90	金属塗装・金属塗装工(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
91	噴霧塗装(1級)		
	〃 (2級)	3年	
67	路面標示施工		
92	畳製作・畳工(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		
	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級)	3年	
94	熱絶縁施工(1級)		
	〃 (2級)	3年	
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)		
	〃 〃 〃 〃 〃 (2級)	3年	
96	造園(1級)		
	〃 (2級)	3年	
97	防水施工(1級)		
	〃 (2級)	3年	
98	さく井(1級)		
	〃 (2級)	3年	
61	地すべり防止工事	1年	
6A	〃 (附則第四条該当)	1年	
40	基礎ぐい工事		
62	建築設備士	1年	
63	計装	1年	
60	解体工事		
36	基幹技能者		
99	その他		

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和 年 月 日

北海道知事 殿

届出者 北海道建設株式会社
代表取締役 北海 太郎

1

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け / 合併 / 分割 } の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	北海道建設株式会社
許可番号	北海道知事許可（般-29）石第 004567 号
許可を受けている 建設業	土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	株式会社東日本建設
許可番号	北海道知事許可（般-30）石第 008765 号
許可を受けている 建設業	とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	届出者と同一	3
許可番号		
許可を受けている 建設業		2

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	北海道開発局
	申請を行った日	令和 2 年 1 0 月 2 0 日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和 3 年 1 月 2 0 日

記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}	
	合		併
	分		割

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

<被相続人に関する事項>

許可を受けていた建設業 17 18 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 18 9 キ タ コ ウ ム テ ン 10 15 20 23 25 30 35 40

商号又は名称 19 北 工 務 店 10 15 20 23 25 30 35 40

フリガナ 20 キ タ コ ウ ミ オ 10 15 20 23 25 30 35 40

氏名 21 北 海 男 10 15 20 支配人の氏名 北 結子

主たる営業所の所在地市区町村 22 0 1 1 0 1 都道府県名 北海道 13 市区町村名 札幌市東区 14

主たる営業所の所在地 23 北 1 6 条 東 1 - 3 - 1 5 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 24 0 6 5 - 0 0 1 6 電話番号 10 1 1 - 16 15 7 0 4 - 9 8 6 5

ファックス番号 _____

兼業の有無 25 2 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 17 _____

許可番号 26 0 1 5 1 大臣 知事 振興局 国土交通大臣 北海道知事 許可 (一般) (特) 29) 第 5 6 1 2 3 4 5 号 許可年月日 平成 11 2 9 年 17 6 15 月 1 5 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
 所属等 _____ 氏名 北 道夫 19 電話番号 0 1 1 - 7 0 4 - 9 8 6 5 19
 ファックス番号 _____

- 1 不要のものを消す。
- 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 3 被相続人の死亡の年月日を記入する。
- 4 被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。
- 5 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 6 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 7 この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の分類に従い、該当する数字を次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土：土木工業	屋：屋根工業	舗：舗装工業	内：内装仕上工業	具：建具工業
建：建築工業	電：電気工業	しゅ：しゅんせつ工業	機：機械器具設置工業	水：水道施設工業
大：大工工業	管：管工業	板：板金工業	絶：熱絶縁工業	消：消防施設工業
左：左官工業	夕：タイル・レンガ・ブロック工業	ガ：ガラス工業	通：電気通信工業	清：清掃施設工業
と：とび・土工工業	鋼：鋼構造物工業	塗：塗装工業	園：造園工業	解：解体工業
石：石工業	筋：鉄筋工業	防：防水工業	井：さく井工業	：

- 8 相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入する。
- 9 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 10 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、
合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 11 姓と名の間は1コラム空ける。
- 12 下表に掲げる市区町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	公平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	二セコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 13 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 14 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 15 上記15の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 16 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 17 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 18 この申請書により相続の認可を申請する相続人が許可を受けている建設業を9と同じ要領で記入する。
- 19 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入す

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美幌市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	北 ^{ミチノ} 道夫 / 2	と-9 / 3	13 / 4

- 1 相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「-」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	夕	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

	コード	資格区分
	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
	04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
建設業法	11	一級建設機械施工技士
	1A	“ (附則第4条該当)
	12	二級 “ (第1種～第6種)
	1B	“ (第1種～第6種)(附則第4条該当)
	13	一級土木施工管理技士
	1C	“ (附則第4条該当)
	14	二級 “ (土木)
	1D	“ (土木)(附則第4条該当)
	15	“ (鋼構造物塗装)
	16	“ (薬液注入)
	1E	“ (薬液注入)(附則第4条該当)
	20	一級建築施工管理技士
	2A	“ (附則第4条該当)
	21	二級 “ (建築)
	22	“ (躯体)
	2B	“ (躯体)(附則第4条該当)
	23	“ (仕上げ)
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 “
	29	一級管工事施工管理技士
30	二級 “	
31	一級電気通信工事施工管理技士	
32	二級 “	
33	一級造園施工管理技士	
34	二級 “	
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 “
	39	木造 “

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	4A	〃 (附則第4条該当)	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	4B	〃 (附則第4条該当)	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	4C	〃 (附則第4条該当)	
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	45	機械・総合技術監理(機械)	
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	〃 (附則第4条該当)	
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	〃 (附則第4条該当)	
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		
電気工事士法電気事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 〃 3年	
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 〃	
職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	72	左官(1級)	
		〃 (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	66	ウエルポイント施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	6C	ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		〃 (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
	〃 (2級)	3年	
77	タイル張り・タイル張り工(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み		
	〃 〃 (2級)	3年	
79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工		
	〃 〃 (2級)	3年	
80	石工・石材施工・石積み(1級)		
	〃 〃 〃 (2級)	3年	
81	鉄工・製罐(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)		
	〃 〃 (2級)	3年	
83	工場板金(1級)		
	〃 (2級)	3年	

84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
85	板金・板金工・打出し板金(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
86	かわらぶき・スレート施工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
87	ガラス施工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
89	建築塗装・建築塗装工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
90	金属塗装・金属塗装工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
91	噴霧塗装(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
67	路面標示施工		
92	畳製作・畳工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	(2級) 3年
94	熱絶縁施工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)		
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	(2級) 3年
96	造園(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
97	防水施工(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
98	さく井(1級)		
	〃	〃	(2級) 3年
61	地すべり防止工事	1年	
6A	〃	(附則第四条該当)	1年
40	基礎ぐい工事		
62	建築設備士	1年	
63	計装	1年	
60	解体工事		
36	基幹技能者		
99	その他		

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北 道 夫

北海道知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和2年10月21日

北海道知事 殿

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
届出者 北 道夫

1

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、

~~相続人~~
被相続人

に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~相続人~~ ¹ に関する事項
被相続人

名称	北 工務店
許可番号	北海道知事許可（般-29）第 012345 号
許可を受けている 建設業	とび・土工・コンクリート工事業

2. 届出者に関する事項

2

名称	北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号 北 道夫
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	北海道開発局
	申請を行った日	令和2年10月20日
被相続人の死亡日		令和2年10月10日

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

北海道収入証紙ちょう付用紙

ちょう付欄		
消印	消印	消印
消印	消印	消印
手数料の名称	建設業許可申請手数料	建設業許可更新申請手数料
ちょう付金額	1. 新規申請 9万円 2. 同一の許可区分における業種の追加申請 5万円	更新申請 5万円
令和 年 月 日 申請		
住所		
申請者 商号・名称		
代表者名		

き り と り 線 印

建設業許可申請書を受理しました。

令和 年 月 日

振興局建設指導課 印

住所

申請者 商号・名称

代表者名

注) 消印は署名でもよく、申請者の代理人、使用人その他の従業者等で行うことができます。

営業所写真台紙作成例

営業所名 _____

所有区分 自己所有 賃貸借等

外観全景	撮影年月日	年	月	日

※ 看板等（設置している場合）が確認できるよう建物の全景を撮影する。

入口付近	撮影年月日	年	月	日

※ 表札等（営業所名等）を確認できるよう撮影する。

営業所名 _____

内部全景	撮影年月日	年	月	日

※ 電話、机等什器備品を確認できるよう撮影する。

標識	撮影年月日	年	月	日

※ 標識は記載内容が判読できるよう撮影する。なお、新規許可申請の場合は不要。ただし、営業所の新設の場合は必要。

診 断 書 作 成 例

氏名

男 ・ 女

年 月 日生 (満 歳)

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見 (現病歴、現症状、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

1 各種検査

長谷川式認知症スケール (点 (年 月 日実施) 実施不可)

MMSE (点 (年 月 日実施) 実施不可)

脳の萎縮又は損傷の有無

あり ⇒ (部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施)

なし

知能検査

その他

2 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

(特記事項)

3 判断能力について

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い

障害が高度)

なし

[

]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

[

]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

[

]

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

[

]

(5) その他（上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）

[

]

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印